

新	旧	修正理由・備考
第1節 雪害に強い地域づくり 第3 計画の内容 6 通信の確保 (2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】(NTT東日本(株)長野支店) 電気通信設備の予防措置 雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図るものとする。 12 警備体制の確立 (1) 基本方針 関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に<u>平時</u>から努めるものとする。 (2) 実施計画 ア 【県が実施する計画】(警察本部) 警備措置 <u>平時</u>の措置	第1節 雪害に強い地域づくり 第3 計画の内容 6 通信の確保 (2) 実施計画 【関係機関が実施する計画】(東日本電信電話(株)長野支店) 電気通信設備の予防措置 雪害のおそれのある地域の電気通信設備等について、支障木の伐採、耐雪構造化及び通信網の整備を推進し、災害の未然防止を図るものとする。 12 警備体制の確立 (1) 基本方針 関係機関と緊密な連絡の下に諸対策を推進し、災害発生時に効果的な活動ができる体制の構築に<u>平常時</u>から努めるものとする。 (2) 実施計画 ア 【県が実施する計画】(警察本部) 警備措置 <u>平常時</u>の措置	社名変更に伴う修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第3 活動の内容 2 通信の確保 (2) 実施計画 【関係機関が実施する対策】(NTT東日本(株)) 3 住民の安全対策、福祉対策 (2) 実施計画 ア 【県、町、社会福祉協議会等が実施する対策】 (ウ) <u>平時</u>から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難な場合や、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。 5 文化財の保護 (1) 基本方針 文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。 本町における国・県指定文化財の中で、特に山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を<u>講ずる</u>。	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第3 活動の内容 2 通信の確保 (2) 実施計画 【関係機関が実施する対策】(<u>東日本電信電話</u>(株)) 3 住民の安全対策、福祉対策 (2) 実施計画 ア 【県、町、社会福祉協議会等が実施する対策】 (ウ) <u>平常時</u>から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。 5 文化財の保護 (1) 基本方針 文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。 本町における国・県指定文化財の中で、特に山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を<u>講じる</u>。	社名変更に伴う修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動 第3 活動の内容 2 通信の確保 (1) 基本方針 雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。 (2) 実施計画 【関係機関が実施する対策】(<u>N T T東日本</u>㈱) 5 文化財の保護 (1) 基本方針 文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。 本町における国・県指定文化財の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を<u>講ずる</u>。	第2節 除雪等の実施と雪崩災害の防止活動 第3 活動の内容 2 通信の確保 (1) 基本方針 雪害時における通信の確保を図るため、必要な応急措置を実施する。 (2) 実施計画 【関係機関が実施する対策】(<u>東日本電信電話</u>㈱) 5 文化財の保護 (1) 基本方針 文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。 本町における国・県指定文化財の中で、特に豪雪地帯あるいは山間地にある文化財建造物等については、積雪による破損や損傷のおそれがある場合は、適切な応急対策を<u>講じる</u>。	社名変更に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第1節 道路交通安全のための情報の充実 第1 基本方針 自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、<u>平時から</u>連携を強化しておく。 第3 計画の内容 1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (7) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、<u>平時</u>から県、長野地方気象台等関係機関との連携を強化しておくものとする。	第1節 道路交通安全のための情報の充実 第1 基本方針 自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、<u>平常時より</u>連携を強化しておく。 第3 計画の内容 1 気象警報・注意報等の的確な発表、伝達等 (2) 実施計画 ア 【町が実施する計画】 (7) 道路管理者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、<u>平常時</u>から県、長野地方気象台等関係機関との連携を強化しておくものとする。	表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第2節 災害の拡大防止活動 第3 活動の内容 2 実施計画 (2) 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】 ウ 危険物施設における災害拡大防止措置 危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて<u>講ずる</u>ものとする。	第2節 災害の拡大防止活動 第3 活動の内容 2 実施計画 (2) 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】 ウ 危険物施設における災害拡大防止措置 危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて<u>講じる</u>ものとする。	表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 基本方針 消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び<u>平時</u>からの訓練の実施も必要である。(略) (2) 実施計画 【町が実施する計画】 (略)また、<u>平時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行とともに、定期的に訓練を実施するものとする。 3 消火活動の計画 (2) 実施計画 (ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化 (略)また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、<u>平時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。	第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第3 計画の内容 1 救助・救急用資機材の整備 (1) 基本方針 消防団、自主防災組織等を中心とした救助・救急活動に必要な資機材の整備、分散配置及び<u>平常時</u>からの訓練の実施も必要である。(略) (2) 実施計画 【町が実施する計画】 (略)また、<u>平常時</u>から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行とともに、定期的に訓練を実施するものとする。 3 消火活動の計画 (2) 実施計画 (ウ) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化 (略)また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、<u>平常時</u>から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図るものとする。	表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正 表現の統一に伴う修正

新	旧	修正理由・備考
第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第1 基本方針 <u>林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等により急激な延焼拡 大等に至る場合があること、気象状況の変化により延焼方向の急変や飛び火等が発生する おそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への 進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等 に留意して備えを行う必要がある。このため、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行うこととする。</u> 第3 計画の内容 3 消火活動関係 (2) 実施計画 ア 【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】 (ア) 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化するものとする。 <u>(イ) 林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、 消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達 体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材の充実等を図るものとする。</u> (ウ) 取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握するものとする。	第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え 第1 基本方針 <u>林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。</u> 第3 計画の内容 3 消火活動関係 (2) 実施計画 ア 【飯田広域消防本部及び町が実施する計画】 (ア) 消防本部、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化するものとする。 <u>(新設)</u> <u>(イ) 取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握するものとする。</u>	県の防災計画に合わせて修正 県の防災計画に合わせて修正 見出し記号の修正

新	旧	修正理由・備考
第1節 林野火災の警戒活動 第1 基本方針 <u>林野火災警報及び林野火災注意報の発令等</u>、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。 第3 活動の内容 2 実施計画 (1) 【飯田広域消防本部及び町が実施する対策】 イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限 (イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、<u>林野火災に関する警報及び注意報</u>の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとるものとする。	第1節 林野火災の警戒活動 第1 基本方針 <u>火災警報の発令等</u>、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し地域住民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。 第3 活動の内容 2 実施計画 (1) 【飯田広域消防本部及び町が実施する対策】 イ 火入れ、たき火、喫煙等の制限 (イ) 長野地方気象台から気象警報・注意報を受けたとき、又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、<u>火災に関する警報</u>の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置をとるものとする。	林野火災注意報の運用開始に伴う修正 林野火災注意報の運用開始に伴う修正